

こだいら人財の森 イベントカレンダー掲載規約

- 1 こだいら人財の森ホームページのイベントカレンダーに掲載できるのは、次の団体または機関が主催するイベントに限るものとします。
 - (1) 小平市民活動支援センターあすぴあ（以下「あすぴあ」という。）
 - (2) あすぴあの登録団体
 - (3) 小平市市民協働・男女参画推進課（同課から提出された市役所各部、地域自治会町会その他の団体に係るものを含む。）
 - (4) 小平市公民館（分館主催のものは、中央館が取りまとめて提出する）
 - (5) 小平市社会福祉協議会（ボランティアセンターが取りまとめて提出したものに限る。）
- 2 イベントカレンダーに掲載できるのは、一般市民が参加できるイベントに限ります（申込制、会費制のものを含む。）。
- 3 イベントカレンダーには、イベント名及び主催団体名のみを掲載します。これら以外の事項の掲載を希望する場合は、イベントカレンダーにリンクしている「イベント詳細」の欄に掲載します。団体のホームページ又はそのイベントが掲載されているサイトへのリンクも可能です。
- 4 「イベント詳細」の部分は、指定された様式（様式AまたはB）に従い、ワード形式またはPDF形式で作成されたファイルをメール添付で提出された場合のみ掲載します。
- 5 カレンダー本文及びイベント詳細のあすぴあへの提出は、暦の1か月単位で3か月分まで提出できるものとし、最初の月の前月20日までにあすぴあに提出してください。内容が不分明なものや提出時期に遅れたものは掲載できません。
- 6 イベントカレンダーの更新は、月1回となりますのでご了承ください。従って、月の途中では、掲載内容の取消しまたは修正はできますが、追加はできません。翌月以降の分で追加が必要な場合は、翌月の提出時において修正したものを提出してください。
- 7 団体の故意または過失により間違った内容が掲載されたときは、一定期間または無期限に掲載をお断りする場合があります。

（最近改正 2019 年 12 月 21 日）